

国立大学法人電気通信大学教育研究職員の業績評価実施要項

平成26年12月24日

改正

平成27年 3月27日

平成28年 3月23日

平成28年 6月22日

令和元年11月13日

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の業績評価に関する細則第2条第2項の規定に基づき、教育研究職員の業績評価に関して必要な事項を定める。

(評価領域等の設定)

第2条 教育研究職員の業績評価の評価領域は、教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学運営の各領域とする。

(評価項目及び評価対象実績)

第3条 前条に規定する評価領域ごとの評価項目及び教育研究職員の区分に応じた評価対象実績は以下のとおりとする。

評価領域	評価項目	教育研究職員の区分に応じた評価対象実績		
		年俸制適用職員	その他の教育研究職員	
			6月期	12月期
一 教育活動	イ 主任指導教員として学位を取得させた博士後期課程学生数	前年度	前年度	—
	ロ 主任指導教員として指導している博士後期課程学生数	当年度	—	当年度
	ハ 指導修了させた博士前期課程学生数	前年度	前年度	—
	ニ 指導している卒論生数	当年度	—	当年度
	ホ 授業担当科目数	当年度	—	当年度
	ヘ 入学試験での担当業務、大学入試センター関係委員への就任実績	前年度	前年度	—
	ト FD研修会等への参加実績	前年度	前年度	—
	チ 教育系競争的プログラムへの担当実績	当年度	—	当年度

二 研究 活動	イ 著書、論文（査読付き学術誌）、紀要等の数	前年度	前年度	—
	ロ 国際学会発表論文の数	前年度	—	前年度
	ハ 学会誌等への解説、展望記事等の数	前年度	前年度	—
	ニ 論文（査読付き学術誌）、レビュー論文及び国際学会発表論文のCNC I値	前3年度	—	前3年度
	ホ 奨学寄附金の受入れ額	前年度	前年度	—
	ヘ 研究系競争的プログラムへの担当実績	当年度	—	当年度
	ト 特許出願数<大学承継分>	前年10月から9月	—	前年10月から9月
	チ 研究倫理教育の受講状況	当年度	—	当年度
三 社会 貢献 活動	イ 本学が主催する公開講座の担当講師、講演会、シンポジウム等の企画・運営等、本学が募集・要請した各種行事への参加実績	前年度	前年度	—
	ロ マスコミ（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）での紹介実績	前年10月から9月	前年10月から3月	4月から9月
	ハ 学外の学会等の委員等への就任状況	当年度	—	当年度
	ニ 教育研究活動及び学会活動等に関する学内外からの受賞歴	前年10月から9月	前年10月から3月	4月から9月
四 大学 運営	イ 本学の委員会等委員としての活動状況	当年度	—	当年度
	ロ 副学長、研究科長及び専攻長等の併任役職における貢献状況	当年度	—	当年度

2 前項に規定するもののほか、学長が特に必要があると認める場合は、評価委員会と協議のうえ別に定めるところにより評価項目等を設定することができる。

（評価の重み付け）

第4条 教育研究職員の職種、担当及び職名により評価領域ごとの重み付けを以下のとお

り設定する。

職種・担当	教育活動	研究活動	社会貢献及び大学運営
教育研究担当（博士担当）	35%	35%	30%
教育研究担当（修士及び学域担当）			
教育研究支援担当	40%	30%	30%
上記以外の教育研究担当助教	30%	40%	30%

※職種・担当の定義は以下のとおりとする。

- 一 教育研究担当（博士担当）とは、大学院情報理工学研究科、大学院情報システム学研究科、情報理工学部、情報理工学域、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条の3第2項に規定するセンター及び同第19条第1項に規定する教育研究センター等（以下「教育研究担当部局」という。）に配置された教員で博士後期課程の研究指導担当資格を有する教員とする。ただし、助教にあつては博士主任指導等を行っているものに限る。
- 二 教育研究担当（修士及び学域担当）とは、「教育研究担当部局」に配置された教員で教育研究担当（博士担当）以外の教員とする。ただし、助教にあつては修士主任指導等を行っているものに限る。
- 三 教育研究支援担当とは「教育研究担当部局」以外に配置された教員とする。
- 四 上記以外の教育研究担当助教とは「教育研究担当部局」に配置された助教で、博士主任指導及び修士主任指導等を行っていない助教とする。

（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、業績評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、令和元年11月13日から施行する。
（令和元年12月期業績評価における取扱い）
- 2 令和元年12月期の業績評価における次の各号の評価項目の取扱いは、この要項第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 評価領域二の評価項目ロ 評価対象項目としない。
 - 二 この要項による改正前の本要項第3条第二号ニ 評価対象項目とし、「前年11月から3月」を評価対象実績とする。